

中頓別町森林整備計画

計画期間

自 令和 8年(2026年) 4月 1日
至 令和18年(2036年) 3月31日
(令和8年(2026年)4月1日樹立)

北海道 中頓別町

はじめに(まえがき)

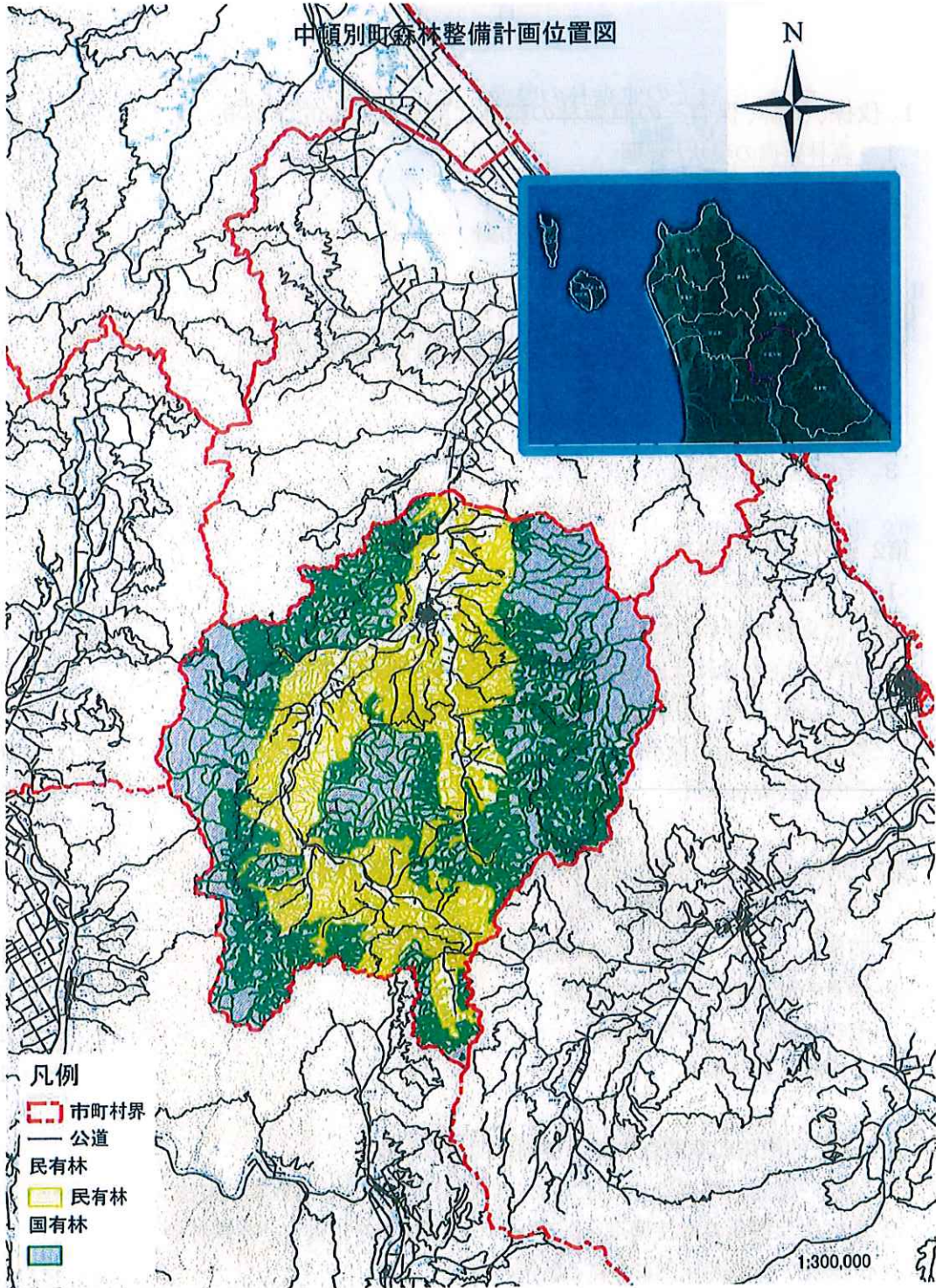
中頓別町森林整備計画(以下「本計画」という。)は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第10条の5第1項の規定に基づき、北海道がたてる宗谷地域森林計画(令和7年12月樹立、令和8年4月1日始期)の対象とする町内の民有林(国有林以外の森林)について、法第10条の5第2項各号及び同第3項各号に定める事項について、宗谷地域森林計画に適合して5年ごとに10年を1期として作成する「中頓別町の森林・林業のマスタープラン」であり、地域住民や森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者(以下「森林所有者等」という。)に対して、中頓別町の森林関連施策の方向や造林から伐採までの森林施業の方向を示すものであり、本計画に従って森林所有者等が森林の施業及び保護を実施するための規範となるものです。

また、森林所有者等が提出する伐採及び伐採後の造林の届出の受理審査、受理後の指導及び変更、遵守、中止命令等や森林経営計画の認定基準となるものです。

令和8年3月

中頓別町長 小林 生吉

中頓別町森林整備計画位置図



目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	・・・ 1
2 森林整備の基本方針	・・・ 1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	・・・ 5
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	・・・ 6
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	・・・ 6
3 その他必要な事項	・・・ 7
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	・・・ 8
2 天然更新に関する事項	・・・ 11
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	・・・ 13
4 森林法第 10 条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は 造林をすべき旨の命令の基準	・・・ 16
5 その他必要な事項	・・・ 16
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	・・・ 16
2 保育の種類別の標準的な方法	・・・ 18
3 その他間伐及び保育の基準	・・・ 18
4 その他必要な事項	・・・ 19
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	・・・ 19
2 木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の 区域及び当該区域内における施業の方法	・・・ 20
3 その他必要な事項	・・・ 22

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	 23
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を 促進するための方策	 23
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	 24
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	 24
5 その他必要な事項	 24

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	 24
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	 25
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	 25
4 その他必要な事項	 25

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムに関する事項	 25
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	 27
3 作業路網の整備に関する事項	 27
4 その他必要な事項	 29

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	 29
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	 30
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	 31
4 旧鉄道林(町有林)の整備に関する事項	 33

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	 33
2 その他必要な事項	 34

第2 森林病虫害駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	 34
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)	 34

3 林野火災の予防の方法	・・・ 35
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	・・・ 35
5 その他必要な事項	・・・ 35
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の区域	・・・ 36
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採 その他の施業の方法に関する事項	・・・ 37
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	・・・ 37
4 その他必要な事項	・・・ 37
V その他森林の整備のために必要な事項	
1 森林経営計画の作成に関する事項	・・・ 38
2 生活環境の整備に関する事項	・・・ 38
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	・・・ 38
4 森林の総合利用の推進に関する事項	・・・ 39
5 住民参加による森林の整備に関する事項	・・・ 39
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	・・・ 40
7 その他必要な事項	・・・ 40
別表1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進を図る森林の区域	・・・ 44
別表2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法	・・・ 50
別表3-1 複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	・・・ 55
別表3-2 択伐による複層林施業を推進すべき森林	・・・ 55

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

中頓別町は、宗谷管内の南部に位置する山岳地帯にあり、中央部に敏音知岳と松音知岳がそびえ、西部には天塩山脈が連なる山々、東部はホロヌブリ岳に連なる北見山地の裾野に位置し、これらの山々から流下する川が頓別川と兵知安川の2つの川にまとまって、町の中央部を流下し中頓別市街地で合流し更に北流しています。

この流域が平坦地及び段丘地となり、酪農を主とする農業地帯と集落や市街地を形成しています。

中頓別町の総面積は39,851ヘクタールであり、森林に恵まれており、森林面積は33,600ヘクタールで、総面積の84パーセントを占めている。一般民有林面積は、9,193ヘクタールで、その内訳は私有林7,847ヘクタール、町有林1,347ヘクタールとなっている。そのうちトドマツ及びアカエゾマツを主体とした人工林の面積は3,526ヘクタールであり人工林率38パーセントで全道平均を上回っている。齢級構成では、Ⅶ齢級以下の若い林分が1,359ヘクタールで38パーセントを占めており、今後、保育、間伐を適正に実施していくことが重要です。

旧天北線鉄道林については、8割以上が10齢級（50年生）以上と高齢級化し、風倒等による被害が懸念されることから、適格な更新を行っていきます。

また、伐期を迎える林分も多く存在することから、地域で生産される資源の有効活用及び林業・木材産業の活性化を図るため、木質バイオマス利用などの検討も必要です。

中頓別町の森林は木材の生産など経営的機能ばかりではなく、国土の保全と水資源かん養など公益的機能や、人々に安らぎと潤いを与えてくれる保健休養・自然環境保全のため大切な資源であります。

こうした森林の持つ多面的な機能を活用し、総合的な利用や国土保全、生活環境保全機能の向上を図るため生産基盤の整備と合わせて生産施設や労働環境の改善に努めるため、中頓別町、森林組合、森林所有者など関係者が一体となって計画的に森林の整備を実施する必要があります。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の所在等の社会的情勢にも配慮します。

また、近年の森林に対する町民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。

す。

あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や、森林GISの効果的な活用を図ることとします。

また、資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下「木材等生産林」という。)の区域を設定するとともに公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域(以下「森林の区域」という。)を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために、特に保全が求められている森林について「生物多様性ゾーン(水辺林タイプ)」及び貴重な森林生態系を維持し、特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン(保護地域タイプ)」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、既存の林内路網の有効活用を図るとともに、計画的な路網整備を推進します。

なお、森林の区分ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
かん 水源涵養	かん 水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下

機能		間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進します。
	水資源 保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進します。
山地災害 防止機能 ／ 土壌保全 機能	山地災害 防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとします。また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進します。
快適環境 形成機能	生活環境 保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進します。

保健・レクリエーション 機能 / 文化機能 / 生物多様性 保全機能	保健・文化機能 等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性保全や希少種の保全並びに保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組合せに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施策を推進します。保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いのある自然環境や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。
	生物多様性 ゾーン(水辺 林タイプ)	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施策を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施策を推進します。
	生物多様性 ゾーン (保護地域 タイプ)	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地保護の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施策を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進します。

公益的機能別施策森林以外の森林

重視すべき 機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産 機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好	木材等の生産物を持続的、安定的、かつ効率的に供給する観点から、森林の

		な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	健全性を保持し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進します。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進します。
	特に効率的な施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進します。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。

(3) その他必要な事項

ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

イ 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新(地表処理等)を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

ウ 種の保存法(絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律)に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的・効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者・森林組合・町・北海道・国等・流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地域材の流通、加工体制の整備等について、計画的・総合的に推進するものとします。

また、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者への働き

かけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・斡旋などを推進し、意欲のある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

中頓別町における主要な樹種について、次表のとおり立木の標準伐期齢を定めます。

なお、立木の標準伐期齢は、中頓別町の標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での伐採を促すものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指針に用いられます。

樹 種		林 齢
人 工 林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	35
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	主として天然下種によって生立する広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

(注)「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材・ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

中頓別町における立木の伐採(主伐)の標準的な方法は、次のとおり行うこととします。

- (1) 立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によるものとします。

① 皆伐

皆伐については、主伐のうち②の択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観の影響に配慮します。

なお、1箇所あたりの伐採面積は、原則 20 haを超えないよう、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散に努めることとします。伐採時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮することとします。

② 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積に係る伐採率 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40%以下）とすることとします。

なお、択伐の実施にあたっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とすることとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

- (2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保することとします。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。

なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法によるものとします。

- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることを特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう適切な伐採率及び繰返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

- (1) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

- (2) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性保全などのために必要がある場合には、所用の保護樹帯を設置することとします。
- (3) 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。
 - ア 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
 - イ 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
 - ウ 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- (4) 伐採作業に伴う立木への損傷は、将来的な腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板(あて木等)を設置するほか、機械の林内走行範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木を損傷しないよう努めることとします。
- (5) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、侵食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬期間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

- (6) 特色のある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマガラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカ等の希少鳥類について、営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うものとします。

- (7) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

なお、人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有す

る公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需要動向及び木材需給等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に務めることとします。

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

【人工造林の対象樹種】

樹 種 名		備 考					
		既往 の成林 状況	木材 利用 状況	根 系	耐性 (被陰)	食害 エゾヤ ナミ	初期 成長の遅 速
針葉樹	トドマツ	平	多	深	◎	中	遅
	カラマツ(グイマツとの交配種を含)	少	多	浅	△	超・小	速
	グイマツ	少	少	浅	△	小	速
	エゾマツ(クロエゾ)	少	少	浅	○	小	遅
	アカエゾマツ	少	少	浅	△	小	遅
広葉樹	ミズナラ	少		深	○	中	中
	カンバ類	少		浅	△	小	中・速
	ヤチダモ	少		深	△	中	遅
	ハンノキ類	少		深	△	小	中・速
	カシワ	無		深	△	中	中
	カツラ	無		深	△	大	中
上記以外の郷土樹種		(林業普及指導員等と相談が必要)					

(注1)「既往の成林状況」欄は、宗谷地域の人工林の樹種別平均面積に対する区分であり、平均値の±10%の範囲を「平」、それ以上を「多」、それ以下を「少」、面積が無いものを「無」と区分。

(注2)「木材利用状況」欄は、計画策定時点の針葉樹人工林材の一般的な流通傾向であり、広葉樹に関しては、人工林面積が少なく流通は天然林材が主流であるため斜線としている。

(注3)「根系」「耐性」「初期成長の遅速」は、「北海道治山技術基準解説(防災林造成編)」などを参考とした一般的な区分であり、立地、気象条件等によっても、異なる場合がある。

(注4)「根系」欄は、根の深浅を区分し、深根性を「深」、浅根性を「浅」と表している。

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入または維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林^{かん}にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(ウ) 地容えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払い方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(エ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

植 栽 時 期	樹 種	植 栽 期 間	備 考
春 植 え	トドマツ・アカエゾマツ	4月初旬～6月上旬	
	カラマツ・その他	4月初旬～6月上旬	
秋 植 え	トドマツ・アカエゾマツ	9月上旬～12月上旬	
	カラマツ・その他	9月上旬～12月上旬	

(オ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも上表の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

(カ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐索性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の

低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

○人工造林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、次により定めます。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うことに努めるものとします。

育成単層林 単位:本/ha

仕 立 て の 本 数		樹 種				
		カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
植 栽 本 数	密 仕 立 て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
	中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	疎 仕 立 て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

(3)伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2の(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1)天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新では、イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、

ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

(2)天然更新の標準的な方法

① 天然更新完了の判断基準

第2の1(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に 50 cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齢林(注3)にあつては成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林にあつては林地面積(注5)に対する疎密度が 30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に 50 cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林にあつては成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にあつては林地面積に対する疎密度が 30%以上となった状態をもって更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)」によるものとします。

注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

注3)「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

注4)「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率で表したもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数(注6)} \times 10$$

注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

注6)「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹	
階層	期待成立本数
上層	300 本/ha
中層	3,300 本/ha
下層	10,000 本/ha

針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)	
階層	期待成立本数
上層(カラマツ)	300 本/ha
上層(その他針葉樹)	600 本/ha

上層:母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期齢)

中層:伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層:中層木よりも樹冠面積の小さいもの

② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うこととします。いずれの箇所も定期的に更新の状況を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業、または植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

- ① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

- ① 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- ② 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- ③ 公益的機能別森林の区域で施業方法を特定している森林
- ④ 湿地、風衝地、岩石地で更新が著しく困難な森林
- ⑤ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

当該森林の所在については、別添のとおり定めます。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域		面積	備考
林班	小班	(ha)	
9	1、3、10、13、14、17～20、32、38～41、45、48～50、53、60、61、63、71～75、79、80、82～89	51.05	① 気候、地形、地質、 土壌等の自然条件及び植 生等により天然更新が期 待できない森林 ② 水源涵(かん)養機能の 早期回復が特に求められ る水資源保全ゾーンの森 林
10	1、2、4、5、21、23～30、32、33、36～44	99.09	
11	1、3、5、9～14、16、19、20、22、24～29、31、32、34、38、44、46、49、52、54、59、60、62、66、69、71、74、84～105	99.33	
12	10、11	20.72	
13	1～4、6、10、14、16、19～21、31、38～43、45～50	84.21	
15	1、2、9、10、12～15、17、25、26、28、46、51、52、55、56	13.77	
17	1、3、4、6、11、13、14、18、20～22、24、27、29、36～38、41～44、46～49、55、56、59～62、64、65、67、69、75、81、84、87、89、91、92、100、102、103、114、120、121、123、131～135、138、141	32.09	
18	2、11、12、14、17～22、28～30、34、42、	81.24	

	44、51、52、54、55、57、61、62、65~69、 71、72、75~78	
19	2、17、19、23、24、29、30、37、38、41、 43~46、49~53、55、60、61、65~68	128.27
20	5~12、14、16、17、24~26、28、30、32、 33、41、43、46、47、50、51、58、61、68、 76、77、82、83、86、89、91、92、94~96、 99~101、103、104、107、108、110、113、 114、201~204、207、212~219、221、223、 225	48.71
21	1、2、4、5、12、15、23、24、27、30~32、 36、42、51、53、57、58、61、62、64、66~ 75、82、83、85、86、88、89、93、95、96、 100~110、113~120、122、123、127、128、 130、131、133~142、220、221	125.85
23	25、60、138	1.46
24	1、4~6、10、12~14、20~28、31、32、34、 35、228、229	120.63
25	1、11、12、15、17、19、20	57.37
27	1、7、16、39	14.20
33	7、102、103	0.73
35	6、7、9、13、47、50、51、53、57、59~69	49.86
36	3、8、11、20、30、33、40、44~46、51~53、 56~58、60、64、67、71、73、74、78、79、 86、91、93~100	64.21
38	61、102	0.60
40	3、4、17、18、29、36~38、51、62、69、71、 75、77、82、86、87、90~92、95、101、102、 104、105、107、108、113、114、117~119、 121~132	70.77
48	204、206、207	1.74
49	5~8、21~26	69.89
50	6~8、19、22、30~32、34、35、39	124.14
51	1、2、9、13、17、21~23、26、28~31、34	97.51
52	1、2、4、5、8~10、13~17、25	76.20

53	3、12、13、15、16	52.12	
54	9、12、15～17、23、27、30、31、33、34、 36、41～44、46～49	26.74	
55	3、5、14、17、20、38、39、41、44、101～ 103	17.56	
58	109	0.53	
59	2～4、6～10、12～14、16～27	54.76	
60	全域	70.80	
61	7、13、17、21、29、38、39、47～49	22.04	
62	18、41～44、104	40.86	
合計		1,819.05	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

① 人工造林の場合

1の(1)による。

② 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木本数として想定される本数

2の(2)に記載している5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数による。

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐は、林冠がうつ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する保育の方法であって、伐採後の一定期間内に林冠がうつ閉するよう行うこととします。

(2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。
 なお、主要樹種ごとの標準的な間伐時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹 種 (生産目 標)	施 業 体 系	間伐の時期(林齢)					間 伐 の 方 法
		初 回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (一般材) 【グイマツと の交配種を 含む】	植栽本数:2,000 本/ ha 仕立て方法:中庸仕立 て 主伐時の設定:450 本 /ha	26	36	48			選木方法:定性及び列状及 び帯状 間伐率(材積率):20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:10 年 標準伐期齢以上:12 年
トドマツ (一般材)	植栽本数:2,000 本/ ha 仕立て方法:中庸仕立 て 主伐時の設定:600 本 /ha	22	31	42			選木方法:定性及び列状及 び帯状 間伐率(材積率):20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:10 年
アカエゾマ ツ (一般材)	植栽本数:2,000 本/ ha 仕立て方法:中庸仕立 て 主伐時の設定:400 本 /ha	24	31	41	53	66	選木方法:定性及び列状及 び帯状 間伐率(材積率):20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:10 年

注1)「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行)」などを参考とした。

注2)植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意すること。

注3)トドマツについては中頓別町の地位に応じて値を設定(地位:4)

注4)林地未利用材活用のため、帯状伐採の集材性と又高性能林業機械使用において帯状伐採を取り入れる。

(3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、林齢、立木密度、風の影響、事業規模等を勘案しながら、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

(4) 列状間伐を実施する際は、現地の作業システム(ハーベスタ等)に応じた伐採幅を確保するほか、強度な伐採率とならないよう配慮し、残存列が混みすぎている場合は定性間

伐と併用するなど、立木及び林地を痛めないよう実施することとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化、効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない、若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残して育成することとします。

(3) つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取除くこととします。除伐と併せて行うこととし、つる類の繁茂の状況に応じて実施することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期については、次表のとおりとします。

下刈り

樹種 \ 年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	←					→				
トドマツ	←								→	
アカエゾマツ	←								→	

除伐、つるきり

樹種 \ 年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ						←	→			
トドマツ									←	→
アカエゾマツ									←	→

注1) 下刈りは、現地の状況に応じて省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

注2) カラマツにはグイマツとの交配種を含む。

3 その他間伐及び保育の基準

局所的な森林の生育状況の差異等を踏まえ、上記の「保育の種類別の標準的な方法」に基づき間伐又は保育等を行ったのでは十分に目的を達することが困難と見込まれる森林について、必要に応じて、当該差異等に応じた間伐又は保育等を行います。

4 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

(1) 水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養林)

① 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源の涵養機能の維持増進を図る森林について別表1のとおり定めます。

② 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を維持すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 区域の設定

次のa～cの森林など、森林の土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めます。

a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林(山地災害防止林)

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、

砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

b 快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林(生活環境保全林)

飛砂防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他生活環境保全機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

c 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林(保健・文化機能等維持林)

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

② 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力を活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により、機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致のすぐれた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとします。

それぞれの森林の区分については別表2のとおり定めます。

2 木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況から効率的な施業が可能な森林、木材

等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとします。

(2) 森林施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行います。

また、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安とすることとします。

樹種	主伐時期	仕立て方法	(参考)主伐時期の平均直径
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	60 年	中庸仕立て	30cm
トドマツ	60 年	中庸仕立て	23cm
アカエゾマツ	80 年	中庸仕立て	28cm

トドマツについては中頓別町の地位に応じて値を設定(地位:4)

3 その他必要な事項

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵(かん)養林のうち、属地的に水源涵(かん)養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例(平成 24 年北海道条例第 9 号)第 17 条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林小班単位で定めます。

イ 施業の方法

第4の1の(1)のイに準ずる施業の方法を基本としますが、更なる伐採面積の縮小に努めるものとし、森林経営の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を定めます。

また、特に急傾斜地等の土砂崩落、又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン(水辺林タイプ)

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、環境保全の必要が特に認められる水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定めます。

イ 森林施業の方法

第4の1の(2)のイに準ずる施業の方法を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えるものとします。

(3) 生物多様性ゾーン(保護地域タイプ)

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、保護地域として、特に保全の必要が認められる森林について林小班単位で定めます。

イ 森林施業の方法

第4の1の(2)のイに準ずる施業の方法を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として、別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林保護を図るものとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における森林施業の実施状況を見ると、自社有林を所有する林業事業体を除き、残りすべてが、中頓別・浜頓別町森林組合が森林所有者と森林の経営の委託を受け森林施業を実施している現状となっています。これに関連する森林経営計画の認定では、町有林を除き、中頓別・浜頓別町森林組合と林業事業体等の2者であり、その認定面積は5471.55ヘクタールで、町有林を除く認定率(面積率)は、59パーセントになります。

このことから、森林経営計画に参画していない森林所有者に森林施業の共同化を働きかけるとともに、重要な役割を担う中頓別・浜頓別町森林組合や林業事業体における森林の経営の受委託の促進を一層図り経営規模の拡大を進めるとともに、経営の体質強化や人材育成についても指導及び助言を行うものとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有

者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。

あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内(5カ年間)において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、町を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用にも努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林所有者の世代交代や所有権の移転等により、隣接の森林所有者間のつながりの希薄化が進んでいる中で、将来にわたり森林施業を計画的かつ効率的に森林整備を円滑に行うためには、森林施業の共同化及び集約化を行うなど、地域が一体となって促進を図る必要があります。

このため、森林所有者間の合意形成を図るための普及啓発に努め、共同化を図る上での情報の共有や森林施業に必要な作業路網や施設などの整備の必要性についても把握し、その取組を着実に進めるため、施業の集約化に資する各種補助事業の積極的な活用による促

進を行うものとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本町は、林業を専業としない森林所有者及び不在村森林所有者が多く林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し良質材の生産を目指すことは困難であるため森林所有者間での施業の共同化を図り合理的な林業経営を推進することとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めるものとします。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にするものとします。
- (2) 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にするものとします。
- (3) 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にするものとします。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出に係る作業システムに応じ、次の表を目安として基幹路網及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとします。

なお、次表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際を目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業(造林、保育)を行う箇所に適用するものではありません。

【路網密度の水準】

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網

緩傾斜地(0° ～15° 未満)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地(15° ～30° 未満)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
急傾斜地(30° 以上)	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

(注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。使用林業機械は、グラップル、トラクタ、フォワーダなど。

(注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。使用林業機械は、タワーヤーダなど。

(注3)「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(注4)「基幹路網」とは、林道及び林業専用道をいいます。

(2) 作業システムに関する事項

間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に、作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

【作業システムのモデル】

傾斜区分	伐採	集材【方法】 《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ～15° 未満)	フェラーバンチャ	トラクタ【全木】 《グラップル》	ハーベスタ	グラップル
			プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャ	スキッド【全木】	ハーベスタ	グラップル
			プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹】 《グラップル》	ハーベスタ	グラップル
				(ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹】	(ハーベスタ)	(グラップル)
中傾斜地 (15° ～30° 未満)	チェーンソー	トラクタ【全木】 《グラップル》	ハーベスタ	グラップル
			プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地	チェーンソー	スイングヤーダ	チェーンソー	グラップル

(30° 以上)		【全幹】	ハーベスタ プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
----------	--	------	----------------	---------------

(注1)本表は、北海道高性能林業機械化基本方針(平成 21 年5月改訂版)に準ずる。

(注2)表中(括弧書き)は、前工程に引き続き同一機種により実施するものを表す。

(注3)集材のうち木寄せ工程において、グラップルを使用している事例を表す。

(注4)集材方法によっては、集材と造材の作業順が入れ替わる場合がある。

(注5)集材【方法】は、【全木】は全木集材、【全幹】は全幹集材、【短幹】は短幹集材を表す。

スイングヤーダやタワーヤーダなどの架線系車両機械についても、機械技術が向上していることなどから、チェーンソー伐倒やハーベスタ等の機械伐倒と架線系車両機械の組合せによる、安全で低コストかつ生産性の高い作業システムの確立に向けた取組を推進します。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

間伐等の森林施業を実施する計画があり基幹路網を開設する予定がある区域や森林施業を実施することが望ましいものの既設路網がなく基幹路網の開設が必要な区域を路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)として、設定するものとします。

【路網整備等推進区域】

路網整備等 推進区域名	区域面積 (ha)	開設予定 路線名	開設予定 延長(m)	対図 番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

(1)基幹路網に関する事項

ア 路網の作設に係る留意点

安全性の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道は、林道規程(昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道は、林業専用道作設指針の制定について(平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知)を基本として、北海道が定める林業専用道作設指針(平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知)に基づき作設するものとします。

イ 基幹路網の整備計画

林業専用道を含む基幹路網の開設、拡張計画は次表のとおりです。

【基幹路網の整備計画】

開設 ／	種類	区分	位置	路線名	延長 及び	利用 区域	前半5 カ年の	対図 番号	備考
---------	----	----	----	-----	----------	----------	------------	----------	----

拡張					箇所数	面積	計画箇所		
開設	自動車道		字松音知 字知駒	知駒内	5.0 1箇所	350	○	①	起点:字松音知 終点:字知駒
〃	〃		字兵安 字神崎	兵神	1箇所			②	起点:字兵安 終点:字神崎
〃	〃	林業専用道	字上頓別	上頓別	3.0 1箇所	78	○	③	起点:字上頓別 終点:字上頓別
〃	〃	〃	字兵安	兵安	1箇所			④	起点:字兵安 終点:字兵安
〃	〃	〃	字栄	栄5号	1箇所			⑤	起点:字栄 終点:字栄
〃	〃	〃	字兵安	兵安3号	1箇所			⑥	起点:字兵安 終点:字兵安
拡張			弥生		1箇所				

単位 延長km 面積ha

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、路線(施設)管理者が台帳を作成して適切に管理を行うものとします。

(2)細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針(平成22年1月17日付け林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、北海道が定める森林作業道作設指針(平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知)に基づき作設するものとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

北海道が定める森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が森林施業の目的に従って継続的に利用できるよう適正に管理するものとします。

【細部路網の整備計画】

単位 延長km 面積ha

開設	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5 カ年 の	対図 番号	備考
----	----	----	-------------	-----	-----------------	----------------	--------------------	----------	----

(30° 以上)		【全幹】	ハーベスタ プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
----------	--	------	----------------	---------------

(注1)本表は、北海道高性能林業機械化基本方針(平成21年5月改訂版)に準ずる。

(注2)表中(括弧書き)は、前工程に引き続き同一機種により実施するものを表す。

(注3)集材のうち木寄せ工程において、グラップルを使用している事例を表す。

(注4)集材方法によっては、集材と造材の作業順が入れ替わる場合がある。

(注5)集材【方法】は、【全木】は全木集材、【全幹】は全幹集材、【短幹】は短幹集材を表す。

スイングヤーダやタワーヤーダなどの架線系車両機械についても、機械技術が向上していることなどから、チェーンソー伐倒やハーベスタ等の機械伐倒と架線系車両機械の組合せによる、安全で低コストかつ生産性の高い作業システムの確立に向けた取組を推進します。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

間伐等の森林施業を実施する計画があり基幹路網を開設する予定がある区域や森林施業を実施することが望ましいものの既設路網がなく基幹路網の開設が必要な区域を路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)として、設定するものとします。

【路網整備等推進区域】

路網整備等 推進区域名	区域面積 (ha)	開設予定 路線名	開設予定 延長(m)	対図 番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

(1)基幹路網に関する事項

ア 路網の作設に係る留意点

安全性の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道は、林道規程(昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道は、林業専用道作設指針の制定について(平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知)を基本として、北海道が定める林業専用道作設指針(平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知)に基づき作設するものとします。

イ 基幹路網の整備計画

林業専用道を含む基幹路網の開設、拡張計画は次表のとおりです。

【基幹路網の整備計画】

開設 ／ 種類	区分	位置	路線名	延長 及び	利用 区域	前半5 か年の	対図 番号	備考
---------------	----	----	-----	----------	----------	------------	----------	----

拡張					箇所数	面積	計画箇所		
開設	自動車道		字松音知 字知駒	知駒内	5.0 1箇所	350	○	①	起点：字松音知 終点：字知駒
〃	〃		字兵安 字神崎	兵神	1箇所			②	起点：字兵安 終点：字神崎
〃	〃	林業専用道	字上頓別	上頓別	3.0 1箇所	78	○	③	起点：字上頓別 終点：字上頓別
〃	〃	〃	字兵安	兵安	1箇所			④	起点：字兵安 終点：字兵安
〃	〃	〃	字栄	栄5号	1箇所			⑤	起点：字栄 終点：字栄
〃	〃	〃	字兵安	兵安3号	1箇所			⑥	起点：字兵安 終点：字兵安
拡張			弥生		1箇所			⑦	起点：字弥生 終点：字弥生

単位 延長:km 面積:ha

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、路線(施設)管理者が台帳を作成して適切に管理を行うものとします。

(2)細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針(平成22年1月17日付け林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、北海道が定める森林作業道作設指針(平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知)に基づき作設するものとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

北海道が定める森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が森林施業の目的に従って継続的に利用できるよう適正に管理するものとします。

【細部路網の整備計画】

単位 延長:km 面積:ha

							計画 箇所		
該当 なし									

4 その他必要な事項

ア 土場、作業施設その他森林整備に必要な施設の整備にあたっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。

イ 林道等通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、機能保全や災害の未然防止のため、林道等の維持管理に努めることとします。

ウ 林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や専門家等への相談を行うなど、希少鳥類(オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等)に配慮することとします。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林の整備及び保全に不可欠な林業労働力を安定的に確保するためには、就労相談から定着支援までの一貫した取組が必要であることから、次のとおり林業就労に意欲を有する若年層の林業従事者の確保を図りつつ、その受け皿となる森林組合等の体質強化を推進することとします。

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院(北森カレッジ)等で学ぶ生徒や新規の林業就労者、専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な操作技術が必要とされオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組み、また就労の長期化を促進するための支援等を総合的に推進し、人材の育成と確保を図るものとします。

(2) 林業就労者及び林業後継者の育成方策

① 林業就労者の育成

林業就労者育成の課題は、林業経営の安定化と経済性の向上を図ることにより、森林整備に対する意欲向上の啓発が必要であるとともに、林業就労者の技術向上を図るため、講習会等の受講を推進し、人材育成に努めることとします。

② 林業後継者の育成

森林所有者の子弟等が森林・林業に対する関心を持ち続け、森林整備に積極的に

参加しうる環境を整備するとともに、若手林業後継者等の活動を支援し、育成に努めることとします。整備に積極的に参加しうる環境を整備するとともに、若手林業後継者等の活動を支援し、育成に努めることとします。

(3) 林業事業体の体質強化方策

林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

また、年間を通じた林業就労者を確保するため、森林組合等における森林整備事業の掘り起こしや、林業経営コンサルタント等による経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め、経営体質の強化、高度化を促進することとします。

特に地域の森林における森林整備の中心的な担い手や、山村地域の雇用の受け皿として重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化は必須であるため、組織体制の充実や、事業活動の拡大、合併の推進などを図り、地域経済の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、林業経営体の法人化、協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法、技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進する事とします。加えて、北海道において森林整備等を行う林業事業体の基本的情報を登録し公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、森林整備等を林業事業体に委託するにあたっては、登録林業事業体の活用を努めることとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラバンチャー、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

本町の森林の人工林は7齢級以下が大半であり、保育、間伐等の森林施業が最も必要な時期となっている。また、今後においては主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にある。しかし、林家の経営は零細で、かつ、路網等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著である。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や

樹種等に対応した機械化は重要な課題である。このようなことから、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むこととします。

- ①森林組合によるハーベスタ等の高性能林業機械の導入
- ②森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を確立
- ③間伐の早急な実施を維持するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- ④高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等を推進する

(2) 【高性能機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒		チェーンソー	ハーベスタ フェラーバンチャ
造材		チェーンソー ハーベスタ	プロセッサ ハーベスタ
集材		トラクタ(ブルドーザ) グラップル フォワーダ	フォワーダ
造材 保育等 (参考)	地拵え	鎌 刈払(草刈)機 レーキドーザ レーキ油圧ショベル	刈払(草刈)機 レーキドーザ レーキ油圧ショベル
	下刈り	鎌 刈払(草刈)機	刈払(草刈)機 ブラッシュカッター
	枝打ち	鋸	鋸 自動枝打機

(注1) 現状(参考)欄は、既に高性能林業機械を使用し実行しているものについては、記載していない。

(注2) 傾斜区分によっては、高性能機械は使用できない場合もあることに留意すること。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めます。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関す

る法律(平成 22 年法律第 36 号)に基づき、中頓別町が策定した「中頓別町地域材利用推進方針」(平成23年11月策定)に即して公共建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーの導入など、幅広い用途での地域材の利用を促進するとともに、地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 48)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

ア 木材流通の合理化

原木流通の合理化を推進するため、共同で利用できる山土場、ストックポイント等、原木流通施設の整備を行い、流通ロットの拡大や原木供給の安定化・効率化等を図ります。

また、流域内の森林所有者、素材生産業者間の合意形成を進め、生産コストの低減や計画的、安定的な素材生産を行うため、事業の共同化・協業化、出材ロットの拡大等を推進します。

イ 木材産業の体質強化

消費者ニーズを的確に把握し、地域材を利用する意識や理念が共感・共有されるよう、HOKKAIDO WOOD ブランドを活用した情報発信や企業等と連携した需要拡大を図ります。

また、木材産業の競争力を強化するため、地域の森林資源や木材需給の変化に対応し、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの導入などにより、原木の安定供給を図るとともに、木材加工流通体制を整備し、加工・流通コストの低減を図ります。

ウ 木質バイオマスの利用促進

地域産業の振興や二酸化炭素排出量の削減の観点から、林地未利用材等の木質バイオマスの有効利用を促進することとします。

特に、大規模バイオマス発電施設の稼働状況や、地域の需要動向等を踏まえ、地域関係者が連携して需給情報の共有化、集荷の低コスト化を図り、林地未利用材を安定的に供給する体制づくりを進めます。

林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状			将来		
	位置	規模(m ³)	対図番号	位置	規模(m ³)	対図番号
製材工場	※字名					

4 旧鉄道林(町有林)の整備に関する事項

高齢級林分の台風や低気圧による風倒が懸念され、道路の通行や民家等に支障を及ぼす恐れがあることから、作設中の林業専用道を活用した森林整備をしていくことを検討します。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で次表のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
エゾシカ	3,20,24;27-31,34-39,41-55,58-60	4627.23

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を単独で又は組み合わせ推進するとともに、被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。

(関連計画:北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画)

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体

等の関係機関と連携・調整し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、当町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

なお、森林病虫害さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、中頓別町や森林組合、森林所有者、宗谷総合振興局、宗谷森林管理署、試験研究機関、その他林業関係者が連携し、被害監視から発生原因の究明及び防除技術の開発、防除実行等に努める体制づくりにより被害対

策をするものとします。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

鳥獣害対策の方法を下記のとおり記載します。

ア エゾヤチネズミによる樹木の食害を防ぐため、カラマツ等の造林地においては野ねずみの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐そ性の高い樹種を植栽するなどの対策を講ずるものとします。

また、野ねずみの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置などの対策を実施するものとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護にあたっては、中頓別町や森林組合、森林所有者、宗谷総合振興局、宗谷森林管理署、試験研究機関、その他林業関係者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、被害のリスク低減と野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進するものとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の林野火災を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進するものとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

本町では、森林法第21条第2項各号の一に該当する場合であって、中頓別町火入れに関する規則(平成4年4月7日規則第5号)により火入れに関することについて、定めていることから、実施する場合にあつては、許可の申請等を行うものとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林について、次表により定めるものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等について

は、下記の設定の有無に関わらず伐採に関する指導等を行うものとします。

【伐採を促進すべき森林】

森林の区域(林小班)		備考
区域設定はありません。		

(2)その他

森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の林野火災が多発するおそれのある地域を重点的に実施するものとし、特に、林地開発による森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の違法採種等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とするものとします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、希少な野生動植物の生息・生育地域、違法採種等のおそれがある地域、主要な展望地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、森林管理署、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定することとします。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定することとします。

なお、保健機能森林の区域の設定にあたっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めることとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないこととします。

- ① 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び道自然環境保全地域特別地区内の森林
- ② 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- ③ 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残置又は造成された森林

【保健機能森林の区域】

森林の所在		森林の林種別面積（h a）					備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
字旭台	4-17・20、	38, 20	17, 29	20, 91	0	0	

24-1	23・27						
------	-------	--	--	--	--	--	--

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、次表のとおり施業の区分別に次のとおり施業方法を定めます。

【保健機能森林内における施業の方法】

施業の区分	施業の方法
伐採(主伐)	Ⅱの第1の1の(1)の②に準じて、実施するものとします。
造林	Ⅱの第2の1の各項目に準じて、実施するものとします。
保育	Ⅱの第3の1～3の各項目に準じて、実施するものとします。
その他の施業	特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を実施するものとします。

3 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、地域環境の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、利用者の意向等を踏まえて、保健・教育活動に適した施設の整備を行うものとします。

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
カラマツ	18	
トドマツ	25	
その他	25	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営にあたっては、自然環境の保全等に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理並びに防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全等の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定・整備等にあたっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び地域環境の保全に適切な配慮を行うこととします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下、「認定森林所有者等」という)が森林経営計画を作成し、認定を受け計画に基づく森林施業を実施することは、本計画の達成に寄与することにつながることから、認定森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進するものとします。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するにあたっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第5の3森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1項ロの規定に基づく区域

当該区域は、路網の整備状況その他地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる、30ヘクタール以上の森林を区域計画として、定めるものとします。

【区域計画】

区域名	林班	区域面積(ha)
区域計画はありません		

2 生活環境の整備に関する事項

UJiターン者による林業就労者等が安心して就労ができる生活環境の整備を図るために、北海道及び宗谷地域の各市町村等が連携し、開設・運営しているポータルサイト「てっぺん移住」により、移住希望者が宗谷地域の移住に関連する情報を容易に入手できるよう情報の発信や取組支援を行うものとします。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

道北地域周辺の間伐、択伐材を活用した製箸工場や民間団体による間伐材等を利用した昔ながらの炭焼きを再現し、伝統や技術の継承を図っていることから、地域材の安定的な供給とその利用の促進及び地域雇用の観点から、地域の特産品として地域で協力していくこととします。

また、町民や関連団体等からの意向を踏まえて、木質による熱供給システムなどの木質バイオマス利用について検討していくものとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

(1)市街地地区

中頓別町の市街地等人口密度の高い地区には、地域住民が自然とふれあう憩いの場に緑を増やすため、中頓別町緑化推進委員会の各種事業により植栽を積極的に推進します。

(2)寿公園

寿地区の寿公園については、長い間、町民記念植樹を行ってきた公園であり、隣接地に町民パークゴルフ場も整備されていることから、地域住民憩いの場として親しまれるよう保育整備を進めて行くこととします。

(3)鍾乳洞自然ふれあい公園

中頓別鍾乳洞周辺は森林公園として位置付けられ、治山事業である共生保安林統合補助事業により、施設整備及び森林整備を進めてきています。

今後においても、林道の整備と併せ未立地の解消に努め、快適な森林空間を提供していくこととします。

施設の種類の種類	現状(参考)		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
市街地地区	字中頓別	2,000ha	字中頓別	現状維持	1
寿公園	寿	9.3ha	寿	現状維持	2
鍾乳洞自然ふれあい公園	弥生	25ha	弥生	現状維持	3

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1)地域住民参加による取組に関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備をしていく必要があります。

このため、森林に対する多様なニーズを適確に把握し、計画書案は、わかりやすい形での公表を行い、住民意見等を反映していくものとします。

また、森林の持つ多面的な機能を利用した森林活用の期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら開かれた森林を確保し、その整備を進めるとともに、教育、福祉、保健等の分野とも連携し、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくものとします。

具体的な取組みとして、中頓別町緑化推進委員会の主催する町民植樹事業及び町民育樹祭により、森林に対する意識の高揚及び自然環境に対する啓蒙を促進するため、今後も継続

して事業を進めていくものとします。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

特になし

(3) その他

将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材に触れ親しむとともに、学校教育の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このような取組を通して人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことを目的とした「木育」を進めることとします。

具体的には、小中学生を対象とした森林学習機会の確保や森林・林業について学ぶことのできるフィールドの提供等、児童、生徒の学習機会の確保に努めることとします。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

【計画期間内における中頓別町森林経営管理事業】

該当無し

7 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

なお、「要整備森林」は地域森林計画において指定されます。(当町該当なし)

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令等により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林(以下、「制限林」という。)については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法の規定により定めた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は、許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林、保安施設地区ごとに定めていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

(ア) 主伐の方法

a 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

b 伐採方法は、次の 3 区分とします。

(a) 伐採方法の指定無し(皆伐を含む)

(b) 択伐(伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの)

(c) 禁伐(全ての立木の伐採を禁止するもの)

(イ) 伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

b 一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

(a) 水源かん養保安林(ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱をすることが適当と認められる森林に限る)については、20haを超えない適切な面積とします。

(b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。

(c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持または強化を図る必要があるものについては、20haを超えないものとします。

c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅 20m以上にわたり、帯状に残存させなければなりません。

d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とする。また、2 回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算し、この率が 10 分の 3 を超えるときは、10 分の 3(指定施業要件で定められた条件を満たす場合には 10 分の 4 とします。

(ウ) 特例

a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。

c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から 10 年以内とします。

(エ) 間伐の方法及び限度

a 間伐をすることのできる箇所は、原則として、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所とします。

- b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の 100 分の 35 を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

(オ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種および本数を均等に分布するように行われなければなりません。
- b 植栽は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に行わなければならない。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は次表により行います。

《特別地域内における制限》

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第 1 種特別地域	(1) 第 1 種特別地域内の森林は、禁伐とします。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に 10 年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、蓄積の 10% 以内とします。
第 2 種特別地域	(1) 第 2 種特別地域内の森林の施業は、択伐法によります。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除きます。）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては蓄積の 30% 以内とし、薪炭林においては 60% 以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保存及び保護に努めることとします。 (6) 皆伐法による場合の伐区は、次のとおりとします。 ① 伐区の面積は、2 ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度 3 より多くの保残木を残す場合、又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができます。

	② 伐区は、更新後 5 年以上を経過しなければ、連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第 3 種 特別地 域	(1) 第 3 種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとします。

ウ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第 4 条及び砂防法施行条例第 3 条の制限の範囲内で行うこととします。

立木の伐採に当っては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が 1 ヘクタール未満となるよう留意することとします。

エ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項の制限の範囲内で行う必要があります。

立木の伐採にあたっての一般的な取扱は次のとおりです。

- a 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐です。その他の森林にあつては、伐採種は定められていません。
- b 地域森林計画の初年度以降 5 年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の 5 倍です。
- c 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐です。

オ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第 125 条及び北海道文化財保護条例第 35 条の制限によることとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

カ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うこととします。

なお、その他の制限林における、法令等の制限は次表のとおりです。

《その他の制限林における伐採方法》

区分	伐 採 方 法
----	---------

その他制限林	(1) 原則、択伐とし、伐採率は蓄積の 30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については択伐(その程度が著しいと認められるものについては禁伐)とします。 (3) 砂防指定地内の森林で、次ぎに該当する場合は皆伐を行うことができます。 ①伐採面積が 1ha未満のもの ②森林経営計画で皆伐として計画されたもの
--------	--

(3) 森林施業の技術および知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林施業共同化重点実施地区

該当なし

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
水源涵養林 (かん)	1	1～3、12、14、17、19、22、23、101	17.75
	2	全域	80.66
	5	1～3、10、13～15、20、25～35、37、54～57、62、64、65、68～71、73、76～78、90～92、105～111、113～118、201～211	78.59
	6	全域	83.05
	7	3、8～12、17、20、23、38、40、42～47	112.15
	8	11～16	7.32
	14	25、28	1.96
	16	2、4、5、7、11、12、16、20、25～30	32.30
	21	125	0.04
	22	全域	218.70
	23	1～19、21、25、27、31、33、34、37、38、41、44、46、47、49～51、53～56、59～66、68、70～76、78、79、90、93、94、98、101～105、108～115、119、120、134～138、140	89.79

	26	8、12	19.72
	28	1、2、4~6、9、12、13	152.59
	29	全域	171.43
	30	全域	220.08
	31	1、4~8、13~46、48、49、51、58、59、61~73、101、105~112	104.68
	32	1~24、28~82、87~110	146.07
	33	1~4、6、11~17、19~24、26~29、31~37、39~42、44~46、48、50、52、55~59、62、64~68、70~72、74~90、94、95、99~101、104、105、107、108、110~115、117、118、201~215	131.02
	34	1~35、37、38、42~44、48~58、60、64~84、101~107、129、131	107.93
	37	2~10、13~17、20~26、28~48、50~58、61~64、69、70、72、73、75~81、84~86、101~110	112.07
	38	全域	119.59
	39	11、13、15~33、35~37、39、40、42、43、45~58、61~64、66、67、69~71、101~107、109~122	257.89
	41	全域	223.79
	42	全域	120.05
	43	全域	210.68
	44	全域	111.41
	45	全域	154.86
	46	1、15~19、21~25	27.98
	47	10~13、16、18	11.80
	48	1~23、26、31、32、34、35、37~42、45~66、68、70~72、76、77、83、89~91、96、99、100、102~116、201~211	110.11
	56	1~29、31~38、101	119.20
	57	全域	151.56
	58	1~6、9~12、14、15、24~26、28、30、31、35、37、38、40~44、101~107、109	109.20
	合計		3,616.02
山地災害防	森林の区域		面積
止林	林班	小班	(ha)

	1	4、6、7、10、11、13、15、16、20、21、102～105	75.00
	3	1～5、7～32、35、36	101.69
	4	1～12、21、22、28、29	128.25
	5	16	0.12
	7	1、2、4～7、16、29～31、33、35～37、39	49.76
	8	1、2、4～8、17～19	48.15
	9	43	1.68
	14	1～5、8、9、11～14、17、18、21～24、26、27、29～32	110.32
	16	1、3、6、8、9、13～15、17～19、21～24、31、36、38、42～45	57.87
	23	20、22、77、80～89、100、116～118、121～133、139	91.90
	26	1～7、9～11、13、15～24、27～37	194.11
	28	3、10、11	6.15
	34	36、39～41、45～47、59、61～63、108～128、132	78.19
	37	18、19、27、49、59、60、65～68	5.14
	39	1～10、12、14、34、38、41、44、59、60、68、108	143.12
	46	2～14、20、26～34	86.30
	47	1～9、14、15、19、20	44.46
	48	24、25	0.20
	54	13、25	0.84
	56	30	0.52
	58	7、8、13、16～23、27、29、32～34、36、39	7.36
	61	22～24、26、30、31	2.32
	合計		1,233.45
生活環境保 全林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
		該当なし	
	合計		0.00
保健・文化 機能等維持 林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	3	6、37	19.65
	4	13～20、23～27	45.70
	31	9、10、102～104	10.24

	合計		75.59
木材等生 産林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	9	1~4、10~15、17~21、31、32、38~42、44~63、71~89	155.72
	10	全域	156.03
	11	全域	216.65
	12	全域	98.56
	13	全域	246.55
	15	全域	107.41
	17	全域	158.42
	18	全域	256.33
	19	全域	241.86
	20	全域	198.25
	21	1、2、4~9、11、12、14~16、18、19、23~28、30~38、42、44~46、48~55、57、58、60~75、80、82~86、88、89、91~93、95、96、100~110、113~124、127~144、220~222	199.72
	24	全域	187.04
	25	全域	165.47
	27	全域	50.16
	32	83~86	9.52
	33	5、7、9、102、103、216、217	12.52
	34	130	0.61
	35	全域	203.49
	36	全域	177.11
	40	全域	254.37
	49	全域	116.96
	50	全域	144.02
	51	全域	110.13
	52	全域	97.68
	53	全域	80.48
	54	1~12、14~24、26~51	197.93
	55	全域	86.05

木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	59	全域	75.96
	60	全域	70.80
	61	1～21、25、27～29、37～41、43、45～49	90.90
	62	全域	103.13
	合計		4,269.83
	9	1～3、10、13、14、17～20、32、38～41、45、48～50、53、60、61、63、71、73～75、79、80、82～89	52.61
	10	1、2、4、5、21、23～30、32、33、36～44	99.09
	11	1、3、5、9～14、16、19、20、22、24～29、31、32、34、38、44、49、52、60、62、66、69、71、74、84～93、95、100～105	92.55
	12	10、11	20.72
	13	1～4、6、10、14、16、19～21、31、38～43、45～50	84.21
	15	1、2、9、10、12～15、17、25、26、28、46、52、55、57	13.66
	17	1、3、4、6、11、13、14、18、20～22、24、27、29、36～38、42～44、46、49、56、59、61、62、64、65、67、69、75、81、84、89、91、92、100～103、113、114、118～121、123、131～135、138、141	34.00
	18	2、11、12、14、17～22、28～30、34、42、44、51、52、54、55、57、61、62、65～69、71、72、76～78	80.18
	19	2、17、19、23、24、29、30、37、38、41、43～46、49～53、55、60、62～68	130.05
	20	5～9、12、14、16、17、28、41、43、44、46、47、50、51、58、61、68、76、77、82、89、91、92、94～96、99～101、103、108、110、113、114、201～204、207、212～220、223、225	46.55
	21	1、2、4、5、12、15、23、27、30～32、36、42、51、53、57、58、61～75、82、83、85、86、88、89、93、95、96、100～110、113～120、122、123、127、128、130、131、133～143、220～222	132.67
	24	1、4～6、10、12～14、20～35、228、229、500	132.24
	25	1、7、11、12、15、17～21	68.22
	27	1、7、16	12.76
	32	84	4.30

33	7、102、103、216、217	9.76
34	130	0.61
35	6、7、9、13、39、47、50、51、53、57、59～63、67	42.60
36	3、8、11、20、30、33、40、44～46、51～53、56～58、60、64、67、71、73、74、78、79、83、86、91、94～100	65.13
40	3、4、17、18、29、36～38、51、62、69、71、75、77、82、86、87、90～92、95、102、104、105、107、108、113、114、117～119、121～131	64.88
49	5～8、21～26	69.89
50	6～8、19、22、30～32、34、35、39	124.14
51	1、2、9、13、17、21～23、26、28～31、34	97.51
52	1、2、4、5、8～10、13～17、25	76.20
53	3、12、13、15、16	52.12
54	12、15～17、23、27、30、31、33、34、36、41～43、46、47、50、51	20.55
55	3、5、14、17、20、38、39、41、44、101～103	17.56
59	2～4、6～10、12～14、16～22、24	51.30
60	4～12、20	30.52
61	7、13、17、21、29、38、39、47～49	22.04
62	42、43、50、51、104、105	25.40
合計		1,774.02

2 上乗せゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
水資源保全 ゾーン		該当なし	
	合計		0.00
生物多様性ゾーン			
水辺林タイプ		該当なし	
	合計		0.00
保護地域タイプ		該当なし	
	合計		0.00

3 独自ゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
市町村独自ゾーン		該当なし	
	合計		0.00

別表2 公益的機能別施業森林における施業の方法

区分	施業の方法	森林の区域		面積	森林経営計画における 主な実施基準[参考](注1)
		林班	小班	(ha)	
水源涵養林(かん)	伐期の延長を推進すべき森林	1	1～3、12、14、17、19、22、23、101	17.75	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		2	全域	80.66	
		5	1～3、10、13～15、20、25～35、37、54～57、62、64、65、68～71、73、76～78、90～92、105～111、113～118、201～211	78.59	
		6	全域	83.05	
		7	3、8～12、17、20、23、38、40、42～47	112.15	
		8	11～16	7.32	
		14	25、28	1.96	
		16	2、4、5、7、11、12、16、20、25～30	32.30	
		21	125	0.04	

	22	全域	218.70
	23	1~19、21、25、27、31、33、34、 37、38、41、44、46、47、49~ 51、53~56、59~66、68、70~ 76、78、79、90、93、94、98、 101~105、108~115、119、120、 134~138、140	89.79
	26	8、12	19.72
	28	1、2、4~6、9、12、13	152.59
	29	全域	171.43
	30	全域	220.08
	31	1、4~8、13~46、48、49、51、 58、59、61~73、101、105~112	104.68
	32	1~24、28~82、87~110	146.07
	33	1~4、6、11~17、19~24、26~ 29、31~37、39~42、44~46、 48、50、52、55~59、62、64~ 68、70~72、74~90、94、95、 99~101、104、105、107、108、 110~115、117、118、201~215	131.02
	34	1~35、37、38、42~44、48~58、 60、64~84、101~107、129、131	107.93
	37	2~10、13~17、20~26、28~48、 50~58、61~64、69、70、72、 73、75~81、84~86、101~110	112.07
	38	全域	119.59
	39	11、13、15~33、35~37、39、 40、42、43、45~58、61~64、 66、67、69~71、101~107、109 ~122	257.89
	41	全域	223.79
	42	全域	120.05
	43	全域	210.68
	44	全域	111.41
	45	全域	154.86

		46	1、15～19、21～25	27.98		
		47	10～13、16、18	11.80		
		48	1～23、26、31、32、34、35、37 ～42、45～66、68、70～72、76、 77、83、89～91、96、99、100、 102～116、201～211	110.11		
		56	1～29、31～38、101	119.20		
		57	全域	151.56		
		58	1～6、9～12、14、15、24～26、 28、30、31、35、37、38、40～ 44、101～107、109	109.20		
		合計		3,616.02		
		伐採面積の 規模の縮小 を行うべき 森林（注 2）		該当なし		
	合計			0.00		
	山地災害 防止林、 生活環境 保全林、	長伐期施業を推 進すべき森林 （注3）			該当なし	
合計					0.00	
保健・文 化機能等 維持林	複層林 施業を 推進す べき森 林	複層林 施業を 推進す べき森 林（択 伐によ るもの を除く）	1	4、6、7、10、11、13、15、16、 20、21、102～105	75.00	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70% 以下 その他：標準伐期齢時の 立木材積の 1/2以上を維持する
			7	5、7、29、30、37	14.13	
			8	1、2、4～8、17～19	48.15	
			9	43	1.68	
			14	1～5、8、9、11～14、17、18、 21～24、26、27、29～32	110.32	
			16	1、3、6、8、9、13～15、17～19、 21～24、31、36、38、42～45	57.87	
			23	20、22、77、80～89、100、116 ～118、121～133、139	91.90	
			31	9、10、102～104	10.24	
		34	36、39～41、45～47、59、61～	78.19		

				63、108～128、132		
			39	1～10、12、14、34、38、41、44、59、60、68、108	143.12	
			46	2～11、13、14、20、31～34	72.76	
			47	1～9、14、15、19、20	44.46	
			48	24、25	0.20	
			合計		748.02	
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	3	全域	121.34	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
			4	全域	173.95	
			5	16	0.12	
			7	1、2、4、6、16、31、33、35、36、39	35.63	
			26	1～7、9～11、13、15～24、27～37	194.11	
			28	3、10、11	6.15	
			37	18、19、27、49、59、60、65～68	5.14	
			46	12、26～30	13.54	
			54	13、25	0.84	
			56	30	0.52	
			58	7、8、13、16～23、27、29、32～34、36、39	7.36	
			61	22～24、26、30、31	2.32	
			合計		561.02	
		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する
			合計		0.00	
市町村独自ゾーン	市町村独自ゾーンの施業方法			該当なし		
		合計			0.00	

（注１）森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注２、注３に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

（注２）「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の１伐区あたりの伐採面積は１０ha以下とする必要があります。

（注３）「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	スギ	64 年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96 年以上
	トドマツ	64 年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	56 年以上
	その他針葉樹	64 年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48 年以上
	その他広葉樹	64 年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96 年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128 年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50 年以上

別表3-1
複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)

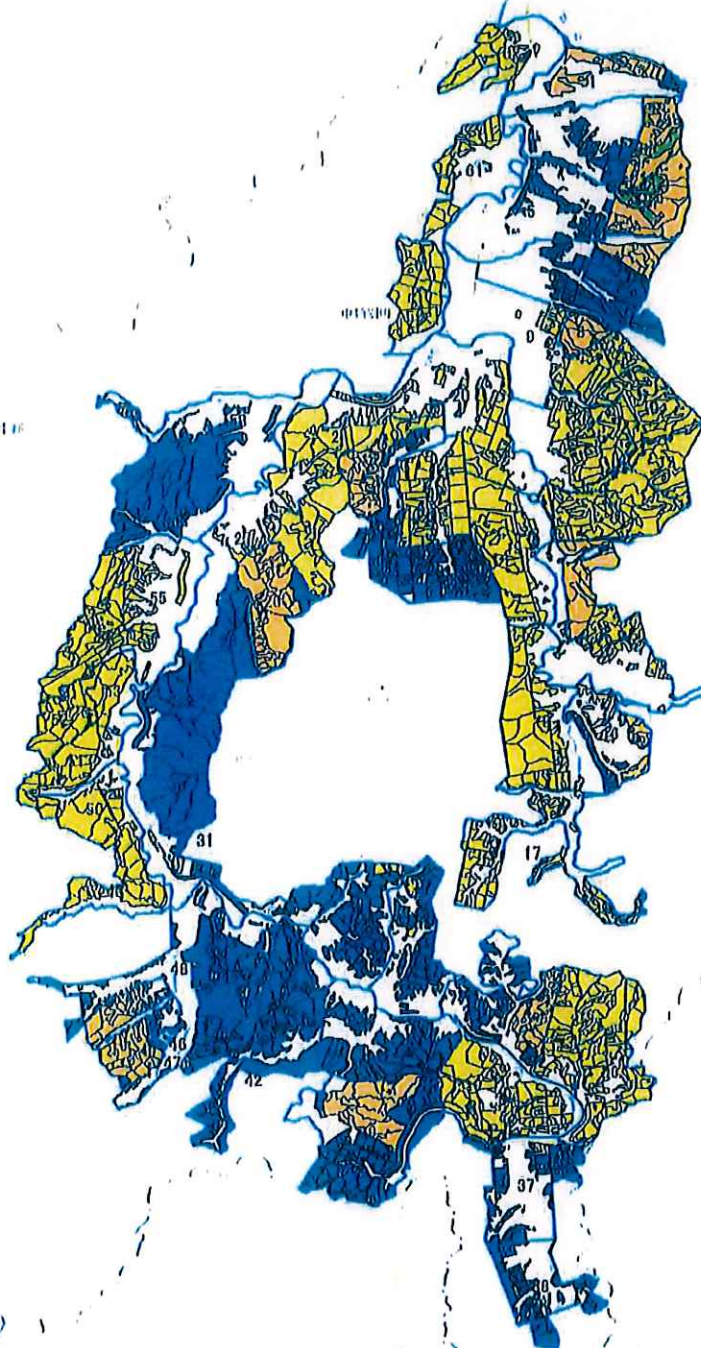
林 班	小 班
1	4,6-11,13,15,16,20,21,102,103,104,105
7	5,7,29,30,37
8	1,2,4-8,17
9	43
14	1-5,8,9,11-14,17,18,21-24,26,27,29-32
16	1,3,6,8,9,13-15,17-19,21-24,31,36,38,42
23	20,22,77,80-89,100,116-118,121-133,139
31	9,10,102-104
34	36,39-41,45-47,59,61-63,108-128,132
39	1-10,12,14,34,38,41,44,59,60,68,108
46	2-11,13,14,20,31-32
47	1-9,14,15,19-20
48	24,25

別表3-2
択伐による複層林施業を推進すべき森林

林 班	小 班
3	全域
4	全域
5	16
7	1,2,4,6,16,31,33,35,36,39
26	1-7,9-11,13,15-24,27-37
28	3,10,11

37	18,19,27,49,59,60,65-68
46	12,26-30
54	13,25
56	30
58	7,8,13,16-23,27,29,32-34,36,39
61	22-24,26,30,31

中頓別町森林整備計画概要図(ゾーニング)



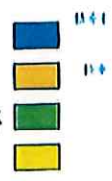
凡例

水源涵(かん)養林

山地災害防止林

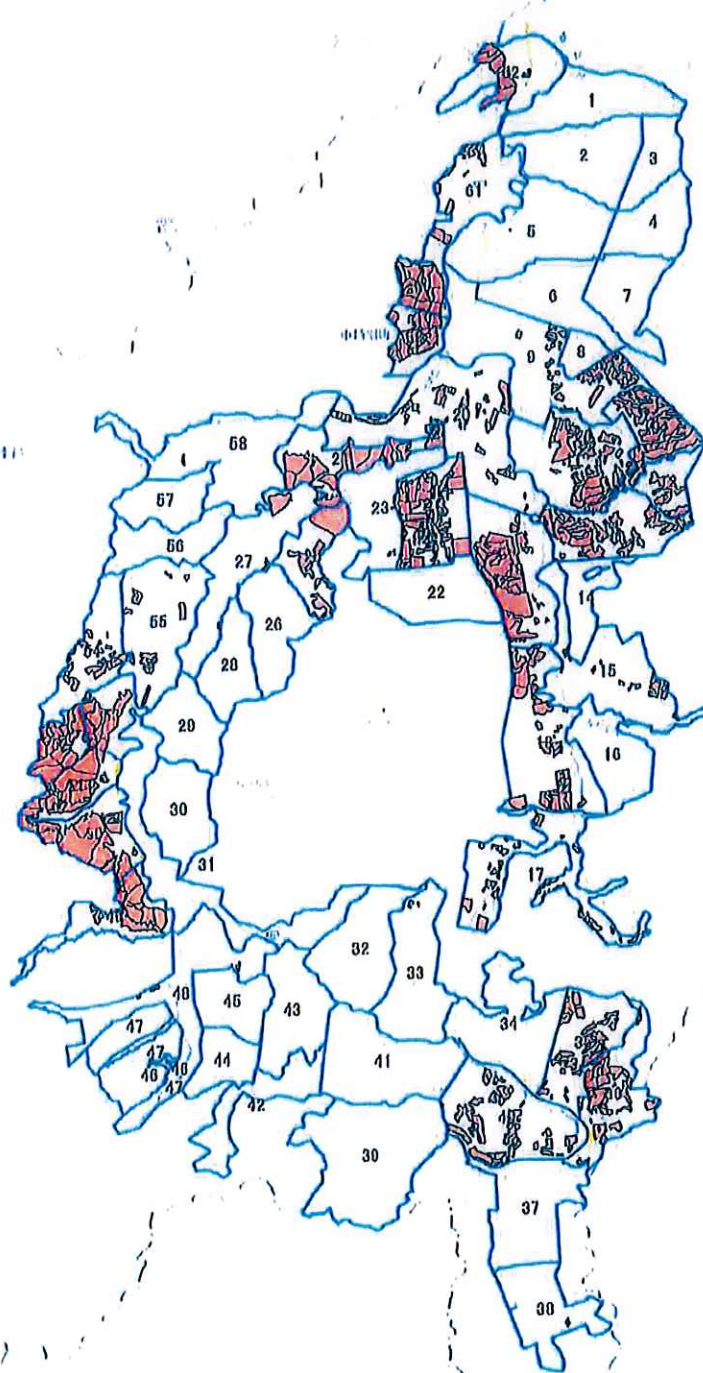
保健・文化機能等維持林

木材等生産林



1:120,000

中頓別町森林整備計画概要図 (植栽によらなければ適確な更新が困難な森林)

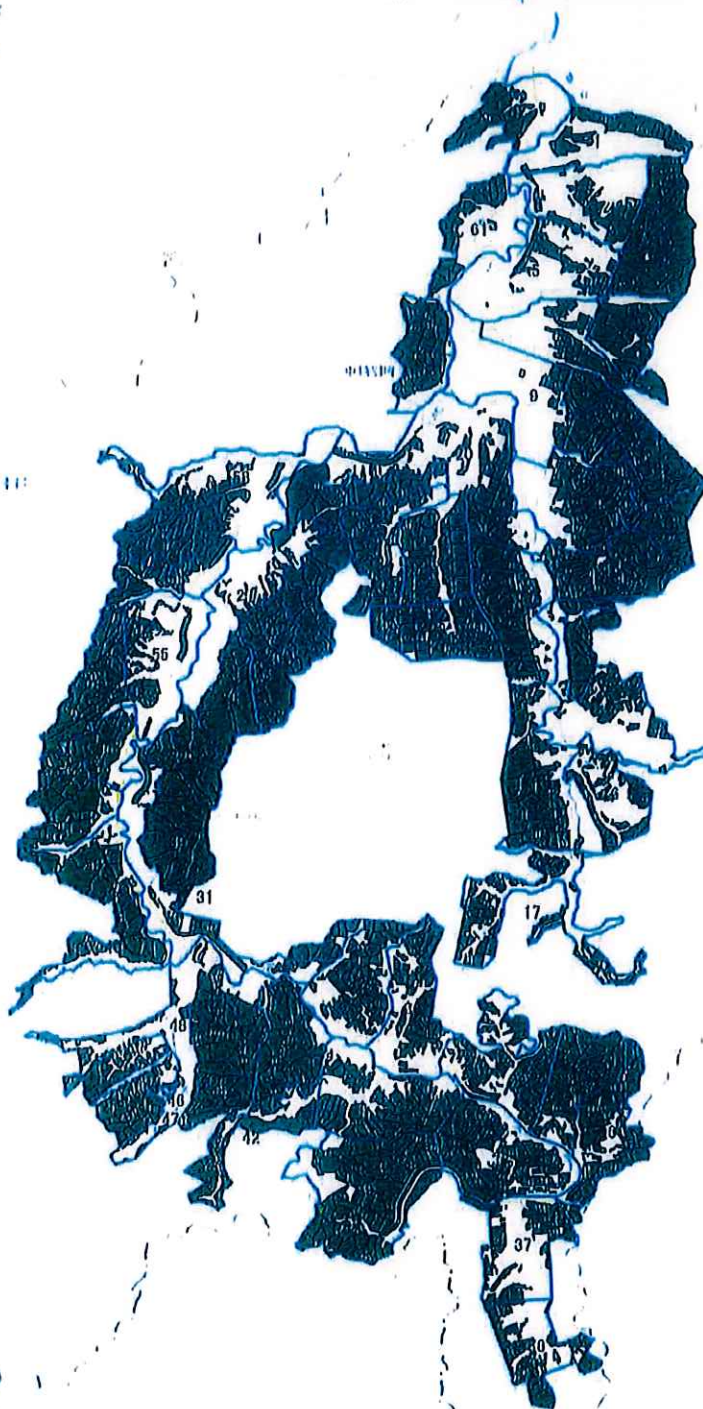


1:120,000

凡例

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

中頓別町森林整備計画概要図 (人工林・天然林別)

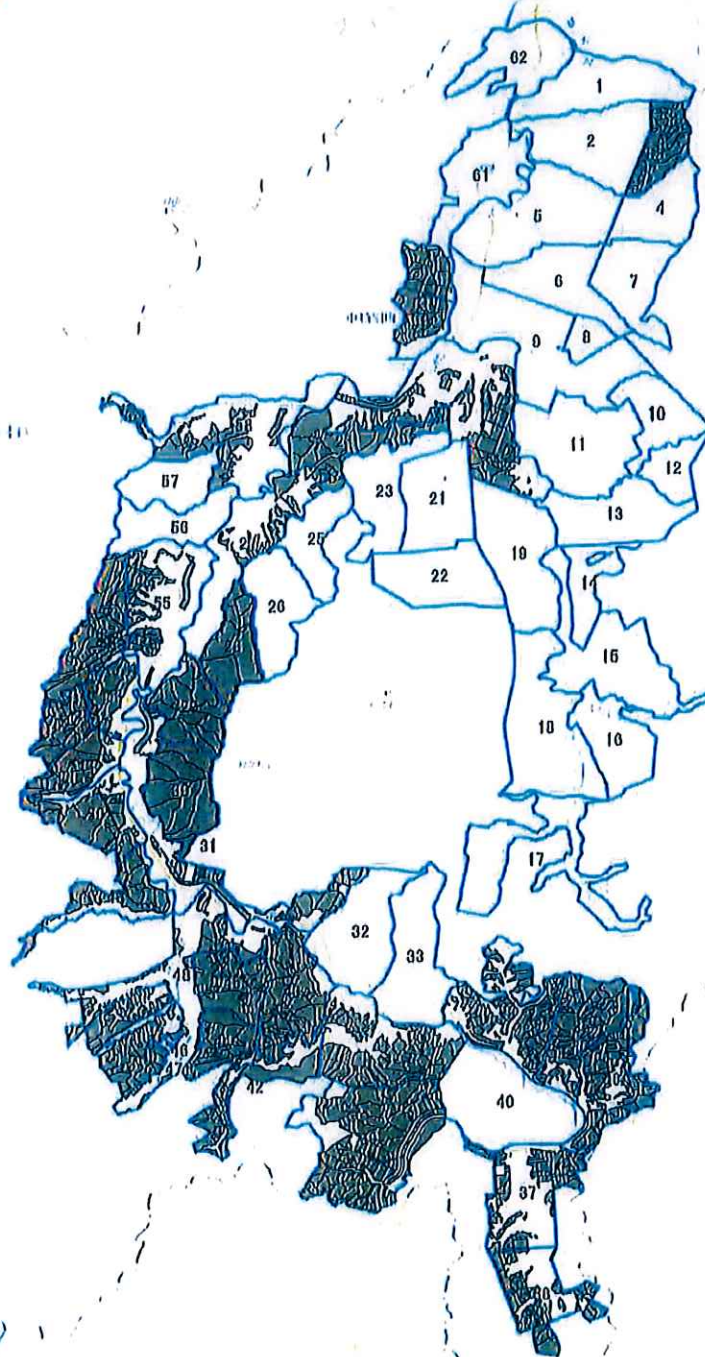


1:120,000

凡例

人工林 ■
天然林 ■

中頓別町森林整備計画概要図 (鳥獣害防止森林区域)



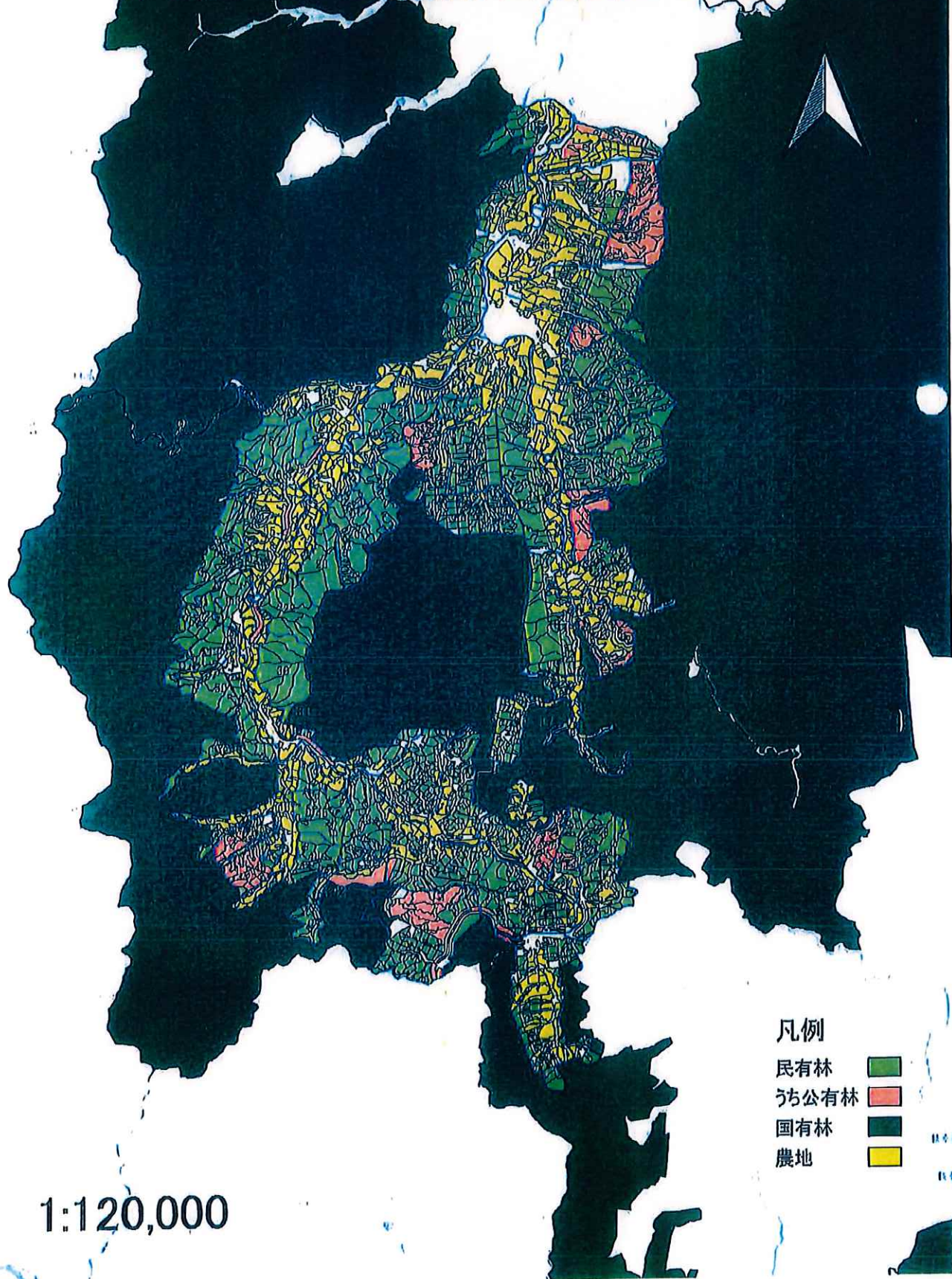
1:120,000

凡例

鳥獣害防止森林区域



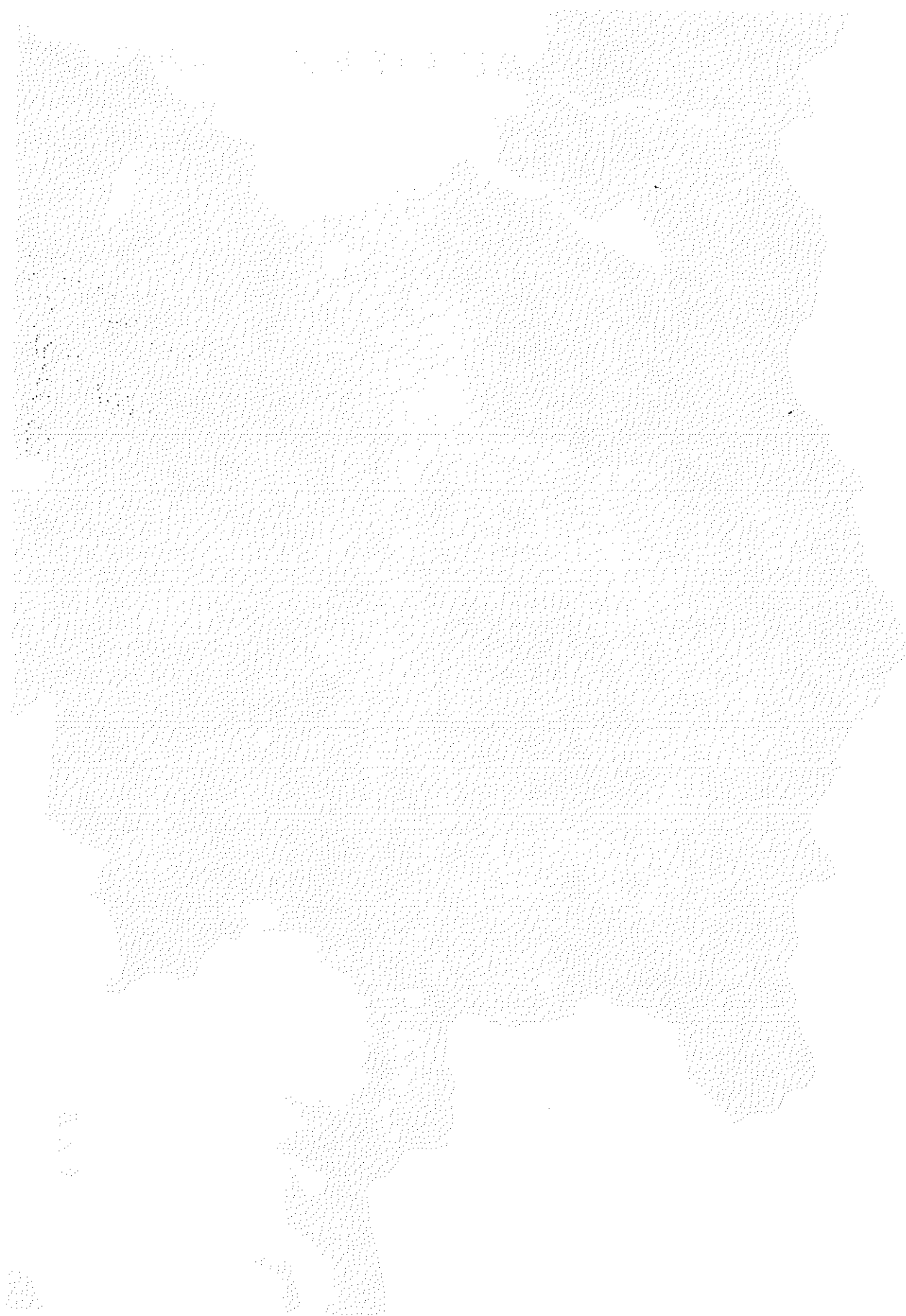
中頓別町森林整備計画概要図(土地利用)



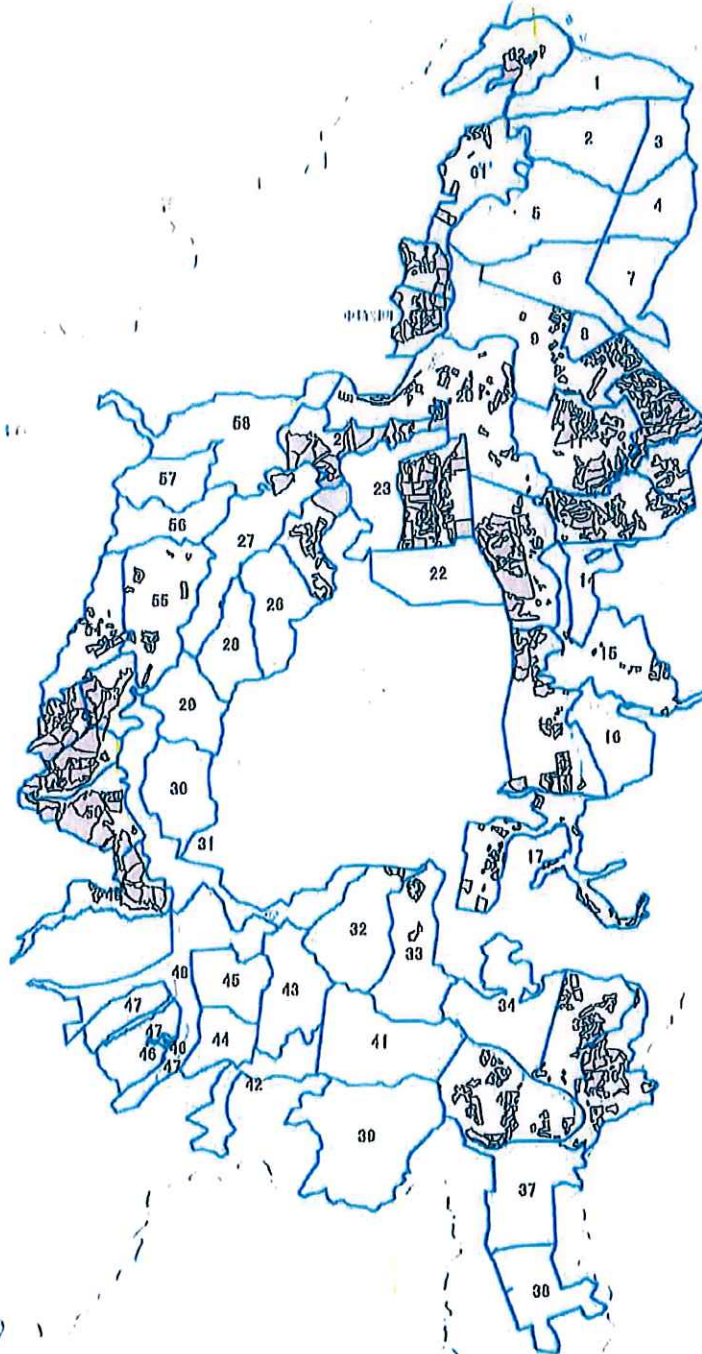
凡例

- 民有林 ■
- うち公有林 ■
- 国有林 ■
- 農地 ■

1:120,000



中頓別町森林整備計画概要図 (特に効率的な施業が可能な森林)



1:120,000

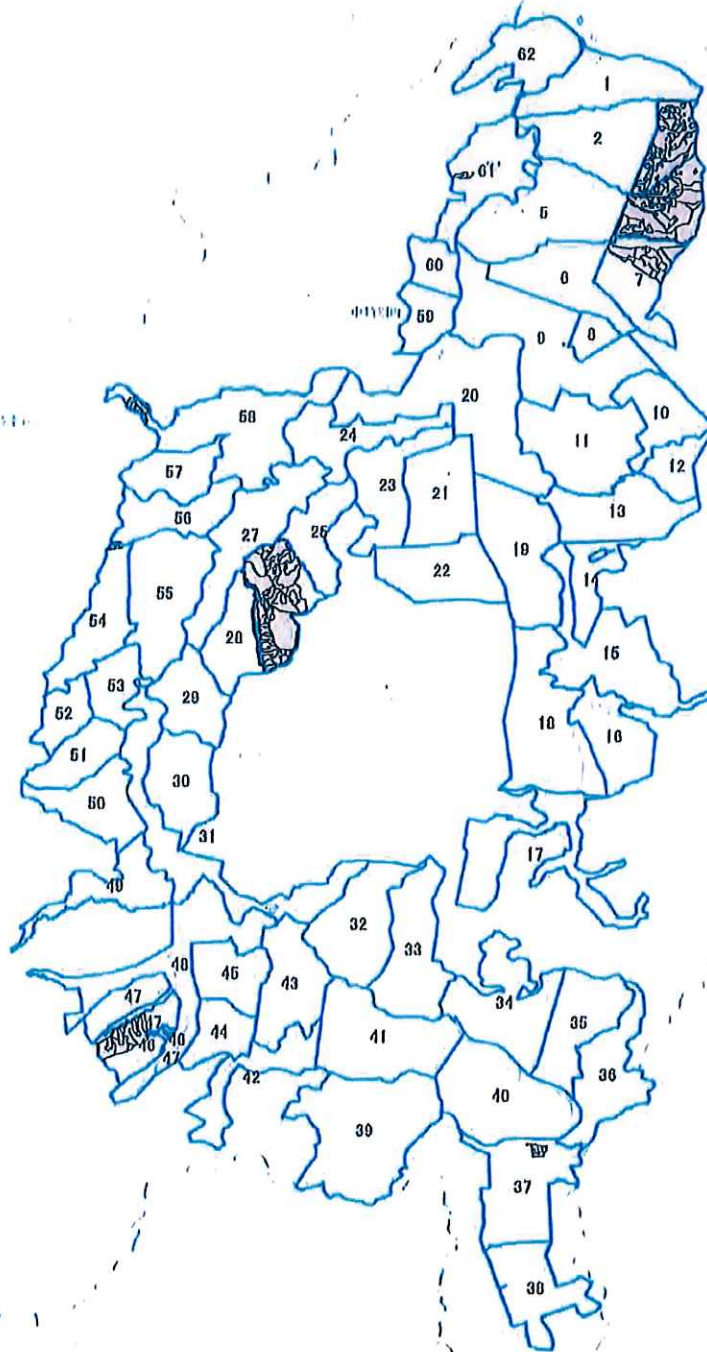
凡例

特に効率的な施業が可能な森林

B-11

D-3

中頓別町森林整備計画概要図 (保安林・他法令による地区指定)

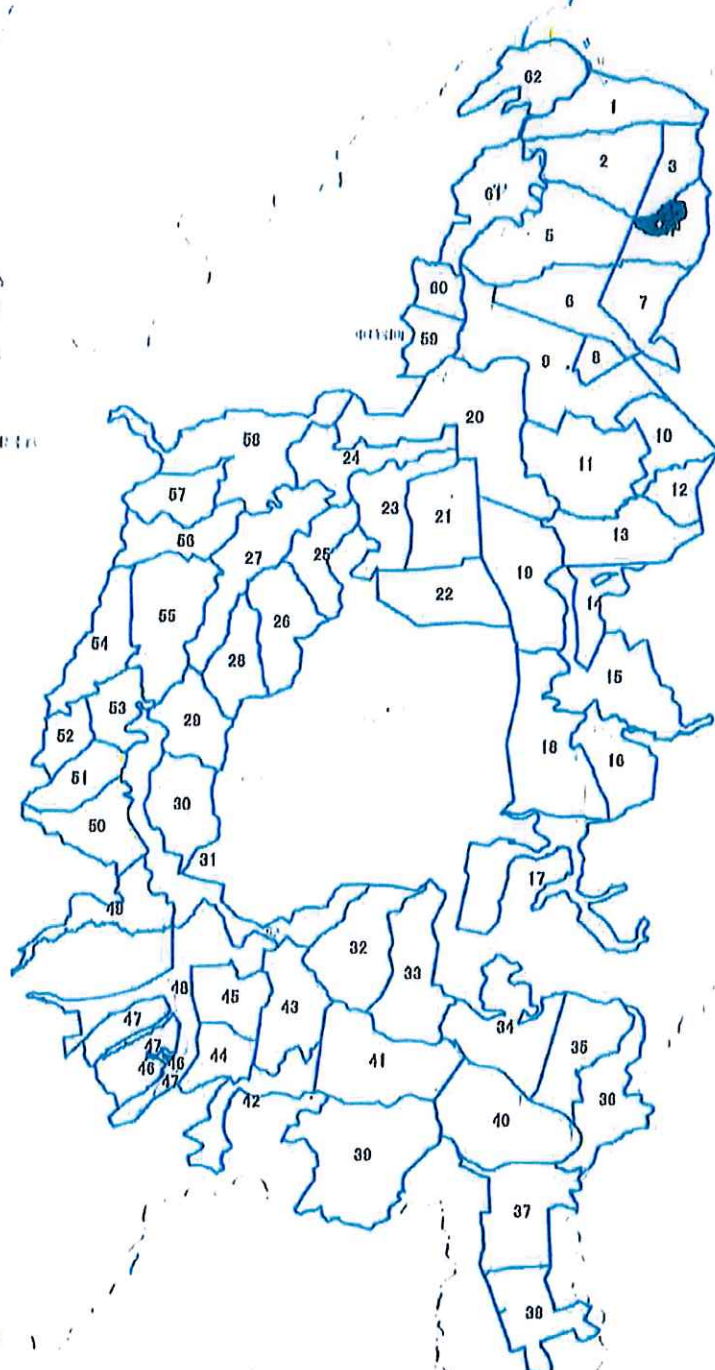
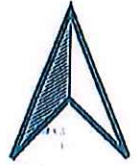


1:120,000

凡例

保安林・他法令による地区指定

中頓別町森林整備計画概要図 (保健機能森林区域)



1:120,000

凡例

保健機能森林区域 

1:50,000

中頓別町森林整備計画概要図(基幹路網)

